

# 三朝町業務継続計画(BCP)

## 【大規模災害編】



<令和2年度作成>

## 目 次

### ■ 第 1 部 基本事項

---

1	業務継続計画とは	1
2	BCPの目的と目標	
(1)	BCPの目的	1
(2)	BCPの目標	1
3	BCPの基本方針	
(1)	非常時優先業務への集中	2
(2)	一元的な災害時優先業務の実施及び資源の確保	2
(3)	業務継続体制の整備	2
4	三朝町BCPの位置づけ	
(1)	三朝町地域防災計画との関係	3
(2)	鳥取県版業務継続計画（BCP）との関係	5
5	BCPの対象	
(1)	対象となる組織	5
(2)	対象となる職員	5
(3)	対象となる業務	6
(4)	対象となる期間	6
6	BCPの特に必要な6要素	8

### ■ 第 2 部 災害時の被害、状況及び課題

---

1	災害時の被害の基本的な考え方	
(1)	基本的な考え方	9
(2)	三朝町BCPの考え方	10
2	災害時の状況及び課題	
(1)	三朝町の特徴	10
(2)	災害時に懸念される状況、課題等	11

### ■ 第 3 部 非常時優先業務

---

1	「非常時優先業務」とは	
(1)	非常時優先業務の選定	12
(2)	非常時優先業務以外の業務	13

2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方	
（1）継続が不可欠な業務	14
（2）優先度の判断基準	14
3 非常時優先業務一覧	
（1）非常時優先業務区分表	14
（2）非常時優先業務・業務継続体制表	14

## ■ 第4部 業務継続体制

---

1 組織及び活動	
（1）災害対策本部組織及び活動	15
（2）関係機関との連携	17
2 資源	
（1）人的資源	17
（2）物的資源	20
（3）会計	28
3 情報	
（1）情報収集	29
（2）情報提供	29

## ■ 第5部 その他

---

1 業務継続力の向上	
（1）業務継続体制の整備、強化	30
（2）BCPの事前周知	31
（3）BCPの検証、見直し	32

### 【別添資料】

別紙1 「非常時優先業務区分表」	33
別紙2 「災害時優先業務・業務継続体制（災害対策本部業務）」	60
別紙3 「指定避難所一覧」	64
別紙4 「町有車両一覧」	65
別紙5 「備蓄・資機材一覧」	66
別紙6 「防災協定締結一覧」	70

# 第1部 基本事項

## 1 業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）とは

災害発生時における応急業務に加え、継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（人員、事務所、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、業務立上げ時間の短縮や業務レベルの向上を図り、応急・復旧に至る業務を総合的に示す計画である。

## 2 BCPの目的と目標

### （1）BCPの目的

三朝町業務継続計画（BCP）（以下「三朝町BCP」という。）は、あらゆる緊急事態が発生した場合においても、町民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続するため、町の非常時優先業務を指定するとともに、業務実施に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）に対する確保・配分の措置を適切にすることにより、町の行政機能を維持し、住民の生命、身体、財産の保護及び経済活動への影響を最小限に抑えることを目的とする。

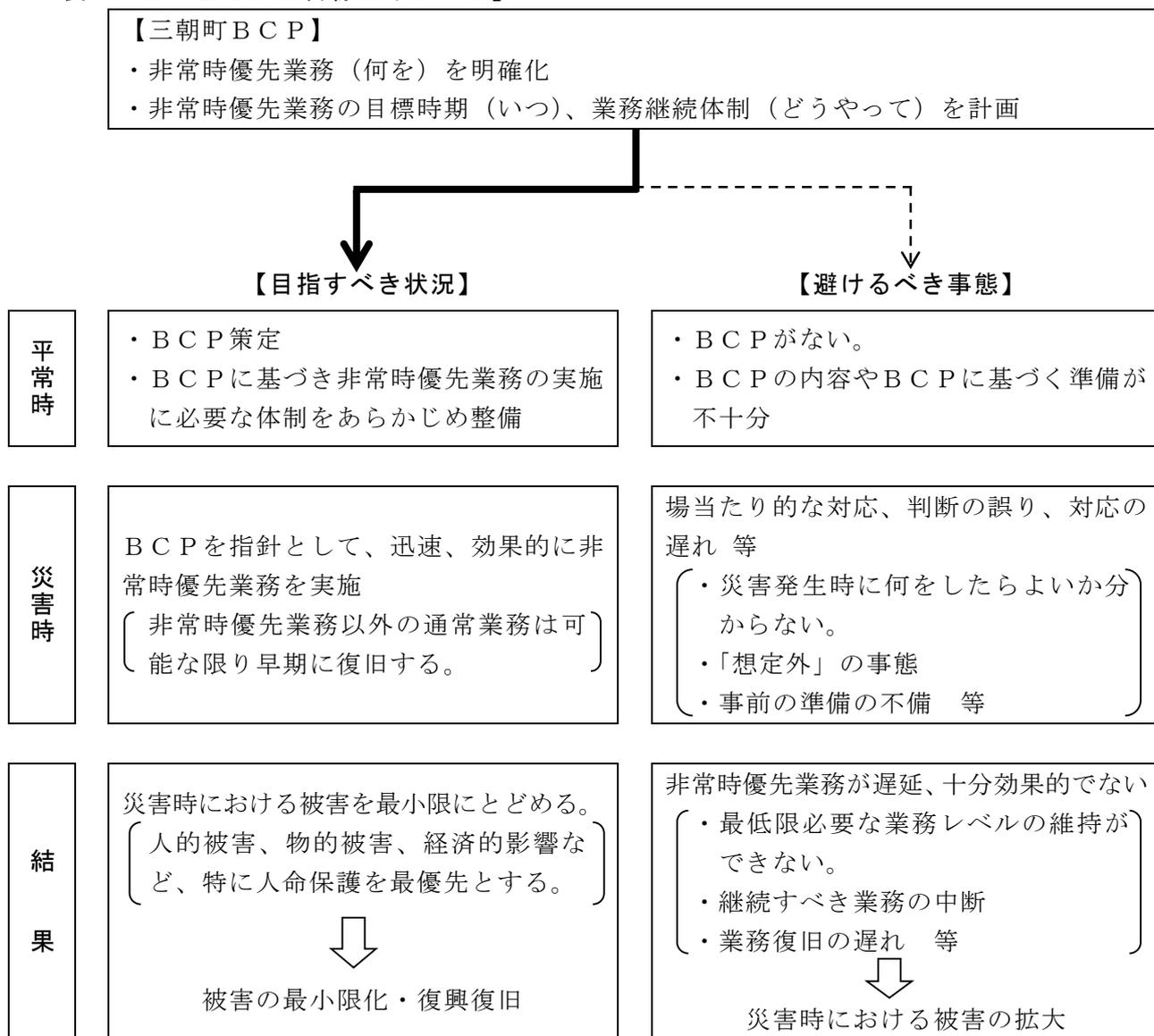
### （2）BCPの目標

BCPの目標は、上記の目的を達成するため、災害発生時に施設、人員などに制約が生じる中で、「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に計画することである。

非常時優先業務を迅速、効果的に実施するためには、事前にそれが可能となるよう計画を策定し、かつ、策定した計画に基づいて準備を行っておかなくてはならない。

三朝町BCPは、災害発生時に「何を」行わなくてはならないのか、そして、大規模災害という過酷な状況下で、それらの業務を「いつ」、「どうやって」行うのかをあらかじめ計画することにより、非常時優先業務の迅速、効果的な実施と、そのための準備を可能にしようとするものである。

表 1-1 「BCPの目標のイメージ」



### 3 BCPの基本方針

#### (1) 非常時優先業務への集中

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる。

このため、災害発生拡大期（発災～3日）は全職員が災害対策本部運営に携わり災害対応にあたる。災害沈静期（3日後）以降は、県、他市町村からの応援状況を見ながら通常業務再開を検討し、体制が整い次第、非常時優先業務を優先しながら通常業務を再開する。

#### (2) 一元的な非常時優先業務の実施及び資源の確保

非常時優先業務の実施については、三朝町災害対策本部において一元的に指揮・調整する。また、非常時優先業務に必要な資源についても、一元的に確保・配分する。

#### (3) 業務継続体制の整備

災害初動時には、避難所運営、ライフライン復旧、状況把握（消防団活動）等の活動に重点を置くこととするが、長期に渡る対応になれば人員不足は明らかなので、応援協定等を締結している他自治体の職員の受援を基本とする。

災害対策本部により、上記重点活動を実施するために、職員が不足する業務経験がある職員の応援、避難所運営の応援等役場内の人員配置を効果的に行い、非常時優先業務を整理し、応援職員が速やかに業務に就けるように事務手引書等（平常時には引き継ぎ書として活用）を整備することとする。

### ① 実効的なBCPの策定

BCPの実効性を高める観点から以下の方針により策定するものとする。

表1-2 「三朝町BCPの構成」

構成区分	記載項目	内容・着眼点 (実効性を高める観点)
第1部 基本事項	1 業務継続計画（BCP）とは 2 BCPの目的と目標 3 BCPの基本方針 4 BCPの位置づけ 5 BCPの対象 6 BCPの特に必要な6要素	BCPの基本となる事項（目的、方針など）を明確化
第2部 災害時の被害、状況及び課題	1 災害時及び被害の基本的な考え方 2 災害時の状況及び課題	災害時、何が起きるのかを検討 ・対処すべき問題 ・対処上の障害
第3部 非常時優先業務	1 「非常時優先業務」とは 2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方 3 非常時優先業務一覧	災害時にしなくてはならないことは何かを計画 ・誰が、何を実施しなくてはならないのか
第4部 業務継続体制	1 組織及び活動 2 資源 3 情報	・いつ、どのように実施するのか ・実施するために必要となるものは何か。
第5部 その他	1 業務継続力の向上	現在及び今後しておくべきことは何かを計画 ・三朝町の現状 ・誰が、何を、いつまでに、どこまで、整備するのか。

### ② BCPに基づく計画的な準備

BCP策定作業を進める中で明らかとなった業務を継続する上での課題について、計画的に整備し、災害時に機能するよう平素から準備をしておかなければならない。

#### 〔BCPに基づく準備の例〕

- ・ハード面：資源の備蓄、施設・設備の耐震化など
- ・ソフト面：庁内体制整備、関係機関との連絡調整、問題点の解消など

## 4 三朝町BCPの位置づけ

### (1) 三朝町地域防災計画との関係

災害が発生した際に、三朝町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）において様々

な災害に対し、災害毎に規模や被害想定を行い、発生時における対応を規定している。

三朝町BCPは、地域防災計画において想定された規模を超えた被害が発生した際に、行政機能が失われたり麻痺することで、町民の生命や生活が損なわれることがないようにするための計画であり、地域防災計画を補完するためのものである。

表 1-3 「地域防災計画と業務継続計画との違い」

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)のための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。)
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。(一部の地方公共団体では目標時間を記載している場合もある。)	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。(必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。)
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府：H28.2)

表 1-4 「本計画の位置づけイメージ」



### ① 地域防災計画の実効性の担保

三朝町BCPは、地域防災計画を受けて、災害対策業務のうち、災害応急対策業務と優先度の高い災害復旧業務について、「何を」「いつ」「どうやって」行うかを詳細かつ具体的に計画し、その実効性を担保する。

特に、「いつ」について、業務ごとに主要なポイントの目標となる時期を明記する。

また、「どうやって」については、行政（職員、施設等）が被災することや、非常時優先業務に使用できる資源（人的・物的）に制約が生じることを前提とするほか、業務に従事する職員の飲料水・食糧の確保等についても計画する。

#### 〔地域防災計画の実効性を担保するため三朝町BCPで計画する項目〕

- ・ 優先業務の順位づけ
- ・ 人員、資機材の配分
- ・ 業務継続の阻害要因の特定と対策
- ・ 緊急時の対応を高める組織マネジメント

### ② 通常業務の継続

三朝町BCPにおける非常時優先業務は、地域防災計画に定めのない通常業務のうち、災害時に優先して行う必要があるものも含む。反面、地域防災計画に定める災害対策業務であっても、災害時に優先して行う必要があるもの以外は含まない。

### ③ 地域防災計画とBCPの整合

三朝町BCPと地域防災計画は、相互に整合性を確保するものとする。

具体的には、三朝町BCPは地域防災計画に基づいて策定、見直し等を行う。

また、地域防災計画についても、三朝町BCPの策定、見直し等を通じて、実行可能性などを検証し、必要に応じて修正を行う。

## （２）鳥取県版業務継続計画（BCP）との関係

三朝町BCPは、鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を参酌しながら、他のBCP策定主体（県内の企業、医療・福祉施設、県及び他の市町村・広域行政等）と連携し、災害時の円滑な業務継続を図るものである。

#### 〔各BCP策定主体との連絡調整項目の例〕

- ・ 非常時優先業務を実施する上で必要となる相互の要請事項
- ・ 相互の認識や目標時期等の共有
- ・ ボトルネックとなる課題の解消

## 5 BCPの対象

### （１）対象となる組織

三朝町BCPの対象となる組織は、町長部局（文化ホールを含む。）、教育委員会事務局（図書館を含む。）、議会事務局とする。

### （２）対象となる職員

三朝町BCPの対象となる職員は、特に断りのない限り、上記（１）の対象となる組織に勤務するすべての職員とする。

〔対象となる職員〕

町長、副町長、教育長、正職員、会計年度任用職員

### (3) 対象となる業務

三朝町BCPの対象となる業務は、「非常時優先業務」である。

非常時優先業務とは、災害発生時に、三朝町が優先して行う必要がある業務であり、詳しくは、第3部において具体的に定める。

### (4) 対象となる期間

#### ① 対象となる期間の考え方

この計画では、東日本大震災の教訓をもとに、緊急事態が発生してから約3か月間までに着手する非常時優先業務を対象とする。

東日本大震災においては、震災後、長期に渡って応急対策業務が必要となったことから、行政機関が通常の業務体制に復帰する目処がつくまでの期間として想定する。

なお、それぞれの非常時優先業務の実施時期やBCPの発動解除は、災害等の発生後の状況により、3か月という期間にとらわれず、判断、調整されるものであることに留意する必要がある。

#### ② タイムライン

被災状況は刻一刻と変化する中、状況に応じた対応が求められることから、発災後の経過時間による段階区分により、各段階における目標と主な対策を設定する。具体的な行動の実施時間については、基本指針を参照しながら三朝町BCPのタイムライン(※1)として整理する。

なお、基本指針では、広域的な災害対応を行うために、各策定主体(県、市町村、企業、医療・福祉施設)と連携を取りながら、関係機関との相互応援の検討などを行うこととされている。

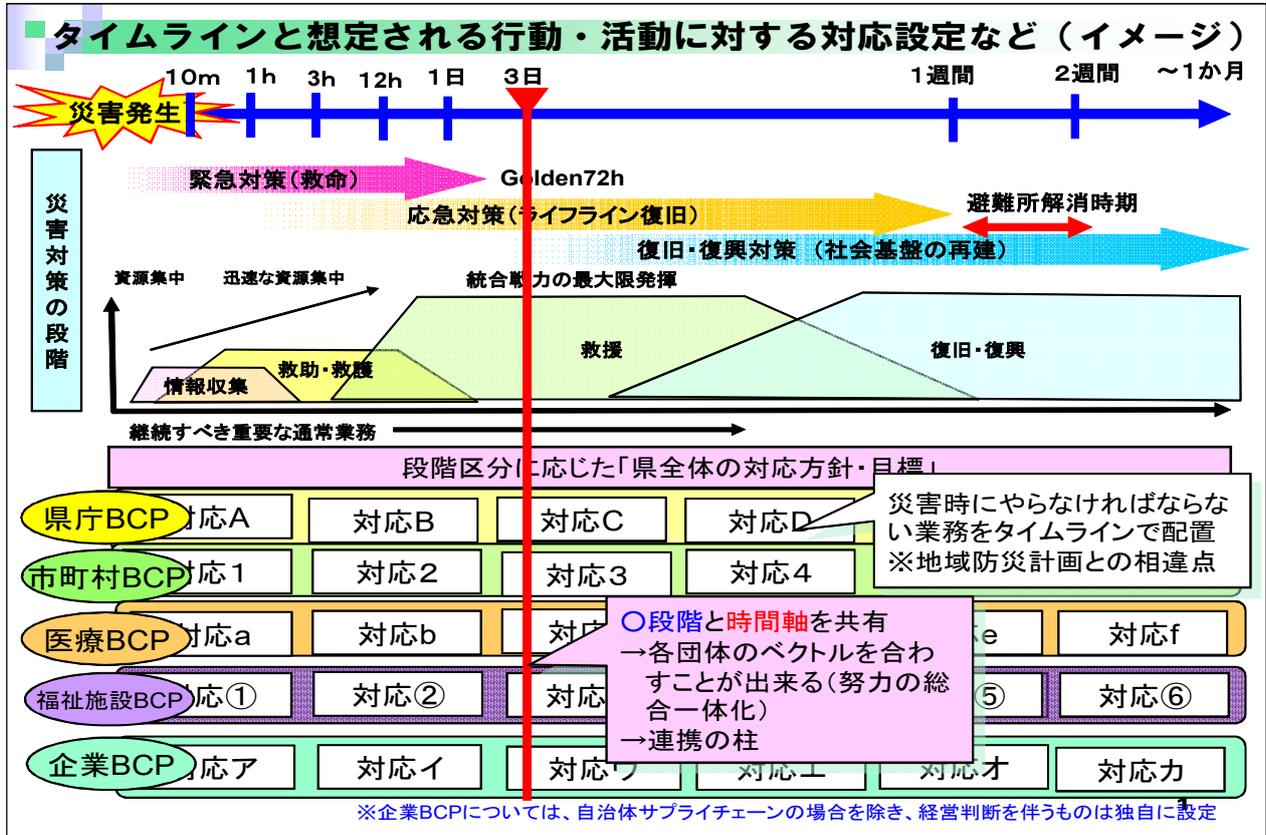
表1-5 「三朝町BCPタイムライン」段階区分と目標

段階区分	経過時間	基本指針 タイムライン	目標	主な対策
初動 段階	発災～ 12時間	発災直後 1時間以内 3時間以内	体制の確立	対策本部の設置・運営 安否確認、要援護者の避難誘導 指揮命令体制の確立
応急 段階	12～100 時間	12時間以内 1日以内 3日以内	被災者の 救命・救助	医療体制 応急給水の実施 生活物資の供給 健康支援・福祉対策 施設の応急危険度判定 渉外対応(応援派遣依頼) 応急対応職員の勤務シフト化
復旧 段階	100～1000 時間	1週間以内 2週間以内 1か月以内	町民生活 の復旧	住宅の確保 教育の早期再開 衛生対策 インフラの維持・早期復旧 産業支援
復興 段階	1000時間 ～	2～3か月以内	町民生活 復興	復興対策

注) 大規模災害発生から3日間(72時間)は生存者のいる可能性が高い「Golden 72 Hours(黄金の72時間)」となるため、救助活動を最優先とする。

※1 災害発生後の期間について、災害対策の段階ごとに区分し、それぞれの段階区分に応じた対応方針・目標及び想定される行動、活動等を記載したもの。

表1-6 「基本指針におけるタイムラインのイメージ」



③ BCPの発動及び発動基準

BCPの発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを町民、関係者に宣言することでもあることから、組織としての意思決定を行う必要がある。

ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合や町民の生命に著しく影響を及ぼす大規模な災害が発生した場合は、自動的にBCPを発動することとし、職員は一斉参集を行う。

なお、発生した被害等の状況により、BCPに定める対応の一部のみを適用するなど、必要に応じてBCP発動の範囲を調整する。

表1-7 意思決定者(町長)によるBCPの発動基準

意思決定者	町長(災害対策本部長)
判断基準	次のいずれかに該当する場合 1. 地域防災計画に定める第三配備体制による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源(職員、施設・設備等)に被害が発生している場合。 2. その他、業務に必要な不可欠な主要資源の確保が困難となり、業務の遂行に支障が生じている場合。
判断の流れ	1. 施設や設備、人員等の状況を確認し、通常体制で業務の継続が可能か。 2. 町民の生命や生活が、通常体制で対応可能か。

#### ④ BCPの解除

非常時優先業務が、高い水準でなされるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合、災害対策本部において町長が本計画の発動を解除し、通常の体制に戻す。

ただし、この場合においても、復旧・復興業務等について、必要に応じてプロジェクトチーム体制などによる継続対応を検討する場合がある。

## 6 BCPの特に必要な6要素

BCPの中核となり、その策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。

町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）について、あらかじめ定めておくものとする。

表1-8 BCPの重要6要素

重要6要素	内 容
1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	役場庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3 電気・水・食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水・食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水・食料等の調達が不可能となる場合もある。
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線・輻輳等により固定電話・携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府：H27.5）

## 第2部 災害時の被害、状況及び課題

### 1 災害時の被害の基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

##### ① 基本方針

三朝町BCPは、災害時の被害の考え方について、基本指針に基づくものとする。

##### ② 対象とする災害

対象とする災害は、町の業務継続に支障を及ぼす恐れのあるすべての緊急事態とする。

表2-1 対象とする緊急事態の一例

緊急事態	内 容
自然災害	地震、風水害、雪害
危険物質事故	化学物質の生産、保管、輸送、使用、処分に伴う事故
IT障害	サイバー攻撃、ITシステム等に係る事故・障害
ライフライン支障	大規模停電、大規模通信障害
新型感染症	新型インフルエンザ、SARS、新型コロナウイルス等 ※治療法やワクチン等による予防法が確立していないもの
原子力事故	人形峠環境技術センター（（独）日本原子力研究開発機構）における事故
武力攻撃事態等	着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃、航空攻撃 ※「国民の保護に関する基本指針」における類型
緊急処理事態	・ 攻撃対象施設等による分類 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃 ・ 攻撃手段による分類 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（核（N）、生物（B）、化学（C）） 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等 ※「国民の保護に関する基本指針」における類型
緊急事態の複合発生事案	
その他町民生活に影響を及ぼす緊急事態	

※国民保護法第32条に基づき策定された国としての国民保護措置の実施に関する基本的方針や都道府県等が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたもの。

##### ③ 被害想定

あらゆる緊急事態に対処するため、発生する緊急事態（災害）ではなく、その緊急事態により生じた業務資源の使用不能などの結果事象に焦点をあわせて、その対策を立案する。

三朝町の業務資源について、基本指針において示された基準を参考にし、表2-1に示す被害が発生するものと想定する。

実際の災害時には、これらの想定被害が同時に発生するとは限らず、復旧期間についても、行政機関については優先的に復旧される場合もあるなど、この想定どおりの被害になるとは限らないが、被害を想定する業務資源は、基本的に使用できないとの論理的前提により検討を始める。こうすることにより、実際に発災の場合より、より厳しい条件設定で事前に対応を検討することで、想定外の発生を回避しようとするものである。

実際の災害対応は、あらかじめ想定する特定のパターンで生じることがまれであり、想定していた対応を変化させた応用動作が必要となる。このため、対応策については、個々の資源ごとの対策を検討した上で、各種ケースを想定し、状況の変化に応じた即応力を確保する。

表 2-2 基本指針における被害想定

業務資源	被害想定
庁 舎	継続使用が不能と想定
職 員	業務に従事できないものが一定程度生じると想定
電 力	3 か月間停止
上 下 水 道	5 か月間停止
ガ ス	50 日間供給停止
情 報 シ ス テ ム	90 日間使用不能

注) 東日本大震災において、被害が甚大であった地域の状況を参考に設定。

#### ④ 資源に着目した検討

基本指針では、災害発生時に行うべき事業内容を個別具体の想定に基づき策定するものではなく、非常時優先業務に必要な資源に着目して検討することとされている。

その際、ライフラインやインフラ等の被害については、東日本大震災において発生した被害の状況に基づいて作成した「被害状況の考え方の目安」を参考に検討を進めることとされている。

### (2) 三朝町BCPの考え方

基本指針の考え方を踏まえ、より三朝町の実態に応じた実効的な計画とするため、「災害時、三朝町で何が起きるのか」という観点を補足する。

具体的には、東日本大震災級の地震による被害を受けた場合に発生することが懸念される問題は何か、また、それらの問題へ対処しようとする際の障害は何かを検討し、計画策定に活用する。

なお、東日本大震災級の地震による被害を受けた場合の状況については、東日本大震災、阪神・淡路大震災の被害などを、三朝町の特性に照らし合わせることにより、町内で起こる災害状況を具体的にイメージするものとする。

## 2 災害時の状況及び課題

### (1) 三朝町の特長

#### ① 地形

天神川の水源地帯であり、天神川をはじめ、三徳川・小鹿川・加茂川・加谷川・福本川

など大小の河川の流域であり、東西 24km、南北 19km で、総面積は 233.52k m<sup>2</sup> を有する。

中国山地の分脈があり、大勢を 3 分する急峻な地形で形成され、三国山 (1,213m) 津黒山 (1,117m) 若杉山 (1,021m) など 1,000m 級の山嶺が続き、総面積の約 90% が山林原野に覆われている。

地勢の大部分を山岳が占めるため、耕地は河川に沿って帯状に細長く、農業用水等の導水には地形が急峻であり、河川の河床が低いと不利な条件にある。道路は麓の低地を縫って走り、集落は 64 集落が点々と散在している。

## ② 地質

構成母岩は 84% が花崗岩であり、風化・浸食が著しい。土壌は大部分が褐色森林土壌に覆われ、部分的には砂質土壌や火山灰土が見られる。

## ③ 気候

気候区分は日本海型気候に属し、中国山地型気候区に属する。年平均気温は 13.9 度、年降水量は約 2,000mm で、梅雨・冬季が多い。降雪量は平坦部で 20~40cm、山間部で 1~1.3m 積雪がある。

## ④ 年齢別人口及び構成

人口は、平成 7 年から平成 27 年までの本町の人口構造の推移を国勢調査結果から見ると、総人口は 20 年間で約 29% 減少し、急激に過疎化が進んでいる。

表 2-3 年齢別人口及び世帯構成 (平成 27 年国勢調査より)

年齢	人口	年齢別割合	区分	世帯数
14 歳以下	769	11.8	一般世帯	2,280
15 歳~64 歳	3,372	52.0	うち核家族世帯	1,117
65 歳以上	2,349	36.2	うち単独世帯	561
合計	6,490	100.0	うち 65 歳以上	351

外国人登録者は 50 人となっている。

## (2) 災害時に懸念される状況、課題等

三朝町は海から距離があり、津波による被害想定はない。

土砂災害警戒区域等の状況については、警戒区域等に入っている指定避難所が 3 か所あり、代替施設となる避難所の選定が急がれるが、町全体が急傾斜地であり、代わりとなる施設が地区内になく、指定が困難である。

また、近年は地球温暖化の影響もあり、異常気象の発生回数が増加傾向にあるなど、今後の気象の変化に伴い、水害発生による交通の途絶、集落の孤立の危険性が高まることが危惧される。

なお、指定避難所の中には、耐震化が行われていない施設がある。また、避難を考える際に、65 歳以上の独居高齢者の避難誘導や三朝温泉の観光客を考慮する必要がある。(1 日平均約 1,000 名の宿泊客)

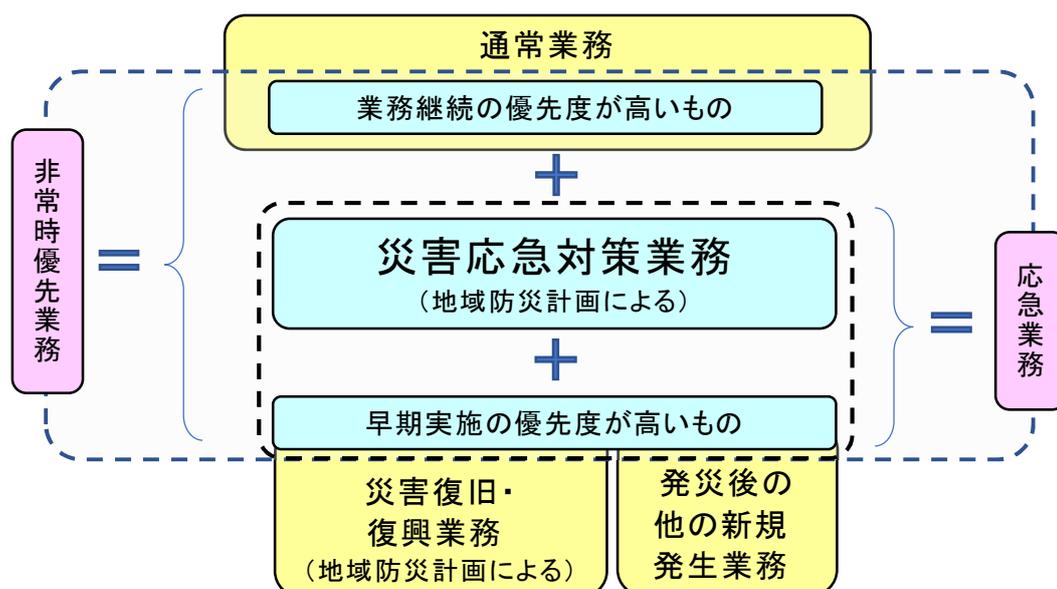
## 第3部 非常時優先業務

### 1 「非常時優先業務」とは

非常時優先業務とは、災害発生からの時間経過ごとに業務の中断や業務開始の遅延が町民の生命、身体、財産の保護等に支障をきたし、社会的な対応が強く求められる業務を言う。

災害時に発生する対応業務や、全体の業務の中から優先度の高い通常業務を選定し、大規模災害発生直後から業務が適切に実施できる体制をあらかじめ整える。

表3-1 「非常時優先業務のイメージ」



出典：内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイドより

#### (1) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、業務毎の町民生活等への影響の実態を踏まえて抽出・選定を行う必要があるため、選定作業は各所属において実施し、総務課危機管理局で必要性について確認するものとする。

その内容は以下のとおりであり、これらの業務がBCPの対象となるものである。

表3-2 「非常時優先業務の抽出基準」

段階区分		非常時優先業務	
		応急業務	通常業務
初動段階	初動対応 1時間以内	職員の安否確認、職員・来庁者の救助・搬送、参集確認、指揮命令系統確立、災害対策本部の設置執務室の安全確認・保全措置、インフラ（特に電力）の確保・復旧、災害時の情報基盤（ネットワーク、業務関係システム）等の確認・復旧 等	
	3時間以内	対策本部の確立・運営、報道対応 被害状況の収集・伝達対応の確立 救助・救急活動に関すること 消防・自衛隊との連絡・調整	—

段階区分		非常時優先業務	
		応急業務	通常業務
応急段階	1日以内	遅延により、町民や事業者の一部又は大部分に重大な被害が発生する業務 遅延により、他の防災対応機関に重大な活動支障が発生する業務	町民の安全確保に直結する業務 中断により、町民の生活や経済に甚大な支障を生じる業務
	3日以内	上記以外の各課の応急業務	上記以外で各課において優先的に復旧を進める業務
復旧段階	1週間以内 2週間以内 1か月以内	発生した被害の状況等により対応する復旧業務	縮小・休止などにより町の信用が大きく失墜する業務又は本来業務に重大な支障をきたす業務
復興業務	2～3か月以内	発生した被害の状況等により対応する復興業務	職員、その他の業務資源の回復により、各課で順次、再開する通常業務

表3-3 非常時優先業務の区分

「非常時優先業務」の区分		業務の内容
応急業務	「災害時応急対策業務」	地域防災計画「災害応急対策編」に規定する業務
	「通常業務」のうち継続業務	災害時においても継続が不可欠な業務
その他の業務	「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い業務	地域防災計画「災害応急対策編 復旧・復興計画」に規定する復旧・復興業務で、優先して行う必要があるもの
	「発災後の他の新規発生業務」のうち優先度が高い業務	その他、発災後新たに発生する業務のうち、優先して行う必要があるもの

(2) 非常時優先業務以外の業務

非常時優先業務以外の業務の内容は以下のとおりであり、これらの業務はBCPの対象とはならない。

表3-4 BCP対象外業務

「非常時優先業務以外」の区分	業務の内容
「縮小業務」、「休止業務」	災害時には縮小・休止する業務
「災害復旧・復興業務」のうち優先度が高い業務以外の業務	三朝町地域防災計画の「災害応急対策編 災害復旧・復興計画」に規定する業務のうち、表3-3以外のもの
「発災後の他の新規発生業務」のうち優先度が高い業務以外の業務	発災後新たに発生する業務のうち、表3-3以外のもの
「災害予防業務」	三朝町地域防災計画の「災害予防編」に規定する業務

## 2 「継続が不可欠な業務」及び「優先度が高い業務」の考え方

災害時に実施すべき業務について、継続が不可欠な業務及び優先度を判断する基準については、以下のとおりとする。

### (1) 継続が不可欠な業務

継続が不可欠な業務とは、その業務を実施しなければ日常生活に混乱を招くなど、町民生活に密接に係わる業務及び町の基幹的な組織機能や事務所機能を維持するための業務である。

町民の生命、身体を守り、一刻も早く安定した生活に移行するため、具体的に以下のような分野の業務を継続する。

#### 〔継続が不可欠な業務の分野〕

- ① 町民の生命・身体を守る業務
- ② 町民生活を守る業務
- ③ 社会活動機能を維持、早期復旧する業務
- ④ 上記①～③の業務継続に必要な体制及び資源を確保、活用する業務

### (2) 優先度の判断基準

優先度が高い業務を判断する基準は、「1か月以上停止すると町民の生命・身体、町民生活及び社会活動に致命的な影響が発生する業務」とする。

すなわち、町民の生命・身体への影響、町住民生活及び社会活動への影響から考えて、1か月以内に、かつ、特定の水準まで復旧することが必要不可欠な業務とする。

逆に、以下のような場合は、「優先度が高い業務」とはしない。

- ① 町民の生命・身体、町民生活及び社会活動への影響が致命的とはいえない場合
- ② 1か月以内に復旧することが必要不可欠とまではいえない場合
- ③ 1か月以内に復旧することが必要ではあるが、その際必ずしも特定の水準まで復旧することが不可欠とまではいえない場合

## 3 非常時優先業務一覧

### (1) 非常時優先業務区分表

各課における非常時優先業務の項目については、「別紙1」のとおりとする。

### (2) 非常時優先業務・業務継続体制表

大規模災害発生により災害対策本部が設置された際の非常時優先業務の業務内容、業務開始等の目標時期、必要な資源、注意事項、関係機関及び連携ポイント（情報共有、応援要請、受援の時期等）等については、「別紙2」のとおりとする。

ただし、業務実施に必要な資源が不足する場合、業務実施時期を繰り下げることがある。その場合、資源の復旧に努めるものとする。

当面、現場対応が混乱を生じやすい発生直後～1週間以内に実施・復旧する必要がある非常時優先業務について、必要資源等の業務分析を行うものとする。

さらに長期の期間については、今後業務分析をすることとする。

## 第 4 部 業務継続体制

### 1 組織及び活動

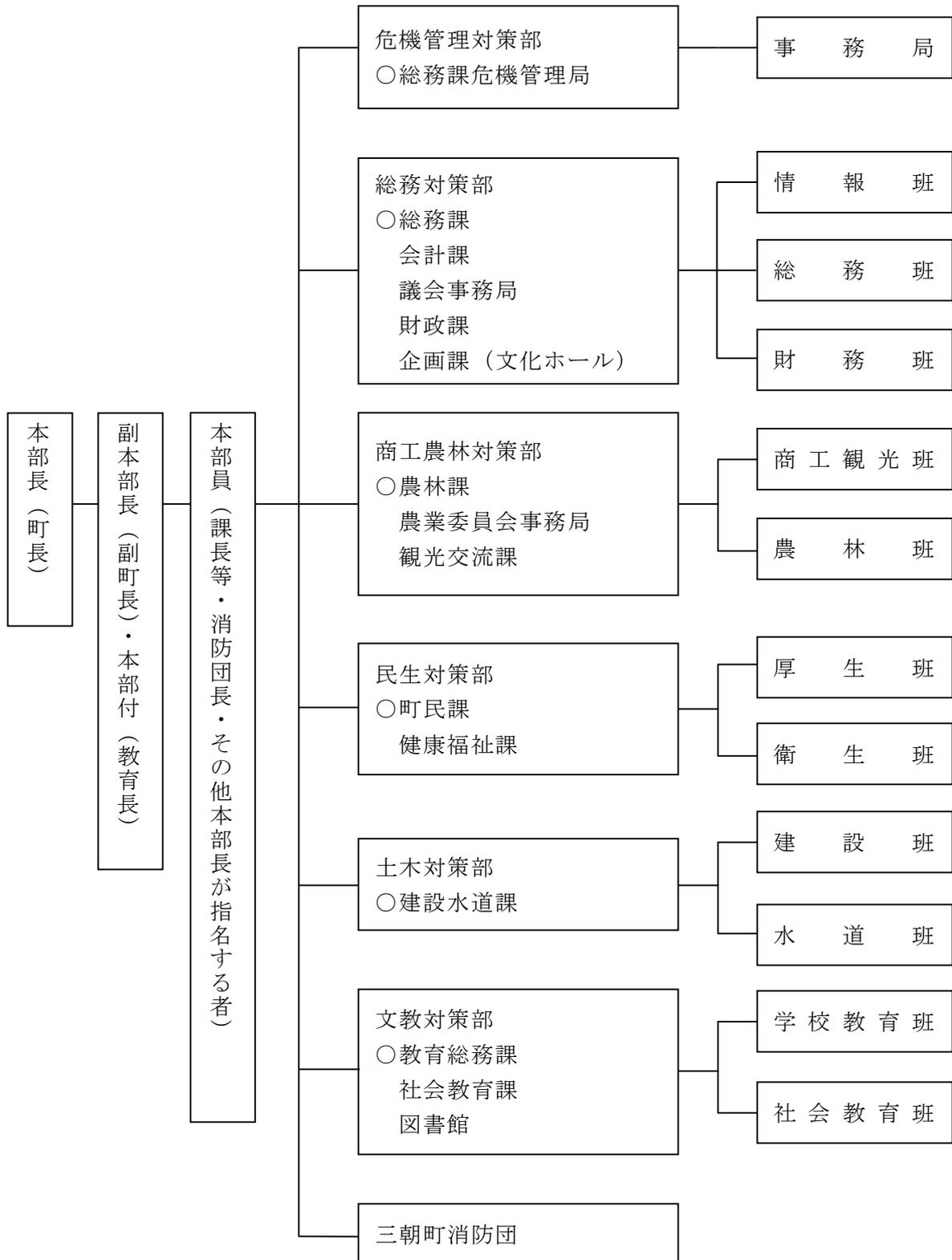
#### (1) 災害対策本部組織及び活動

##### ① 組織体制

B C P 対応時における災害対策本部の組織は、下記のとおりとする。

表 4 - 1 対策本部の組織

○は、対策部内の主管課



総務課危機管理局は、初動要員により地域防災計画に基づき三朝町災害対策本部を設置し、災害対策本部は、状況により三朝町BCPを発動する。この際、組織に混乱を生じないように、地域防災計画における災害対策本部と同様の組織機構とする。

各部局は、部局主管課が災害対策本部に連絡員を派遣し、情報の共有と密接な連携を確保する。

## ② 災害対策本部員とその権限

### ア 災害対策本部長

地域防災計画と同様に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任務にあたる。

本部長は、町対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

発災時には、対策本部で指揮命令を行うため、速やかに対策本部に移動し、移動が困難な場合は、通信手段を確保し、常時連絡がとれる体制を保つ。必要に応じて対策本部から連絡要員及び本部長の状況判断を支援する職員を派遣する。

### イ 災害対策副本部長

地域防災計画と同様に、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任務にあたる。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### ウ 災害対策本部付

災害対策本部付は、教育長がその任務にあたり、本部長（職務代理者）を補佐する。

### エ 災害対策本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各課長級がその任務にあたり、本部長が指名するものをあてる。

### オ 権限委任

災害時において円滑に指揮命令系統を確立し、対応の遅延を防ぐため、本部長の権限委任について定める。

表 4-2 本部長職務代行者委任順位

第1位	第2位	第3位	第4位
副町長	総務課長	地域振興監	その場の最高責任者

## ③ 必要な資源の確保、配分

### ア 資源の確保

各所属は、非常時優先業務の実施に必要な資源の把握と充実に努めるものとし、平素より必要資源の充実と不足する資源の確保対策を検討する。

被災時における非常時優先業務に必要な資源の確保については、共通的な資源については、災害対策本部が資源の調達を指示するものとする。ただし、各所属が必要とする特有の資源については、所属ごとに調達するものとする。

### イ 配分

非常時優先業務に必要な資源の配分については、災害対策本部がこれを指示する。備蓄分の資源の再配分については、所属内での再配分を基本とし、所属における対応が困難な場合に、災害対策本部が資源の再配分を行う。

## (2) 関係機関との連携

非常時優先業務の実施及び必要な資源の確保については、災害時における被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携、協力して実施する。

表 4-3 連携・協力を優先し行うべき機関

鳥取県、警察署、中部総合事務所、鳥取中部ふるさと広域連合（消防局）、災害拠点病院、テレビ・ラジオ等報道機関、ライフライン事業者、社会福祉協議会及び各種ボランティア団体
---

### ① 福生会（三喜苑）、三朝町社会福祉協議会（レスポワール）、みのり福祉会（みのりかじか）との連携

福祉避難所の運営⇒民生対策部

### ② 三朝町建設業協会との連携

災害応急工事の実施⇒土木対策部

（第一配備体制：連絡、第二配備体制：役場へ待機）

### ③ 災害応援協定締結自治体との連携

人員・資機材の応援⇒危機管理対策部

## 2 資源

### (1) 人的資源

#### ① 三朝町職員

災害発生直後において、迅速に三朝町BCPを立上げ、非常時優先業務に着手するためには、職員の速やかな確保、配置が不可欠であることから、職員の安否確認及び参集についてあらかじめ以下のとおり計画する。

また、限られた人的資源の下で大規模かつ長期間にわたる非常時優先業務を効果的に実施するためには、職員配置について適切に調整するとともに、職員の活動についても計画的に運用、支援することが必要であることから、職員の業務スキルに応じて再配置及び活動について併せて計画する。

#### ア 安否確認

各課（局・館）長等が所属職員の安否確認を行い、総務対策部へ報告（電話等）する。

#### イ 職員の参集

職員は、勤務時間外に緊急事態が発生した場合は、やむを得ない場合を除き、徒歩、自転車、又はバイクで参集する。

「職員参集マニュアル」に基づき、地域防災計画に規定する「配備動員表」及び「動員計画」により参集する。

道路事情等により参集不可能な職員は、該当地区公民館（地域防災拠点）に参集することとし、それが不可能な場合は、地区の自主防災活動に従事する。

表 4-4 職員参集予測人数

（単位：人）

	30分以内	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	合計
職員参集予測人数	31	8	43	14	1	1	98
参集率（累計）	31.6%	8.2% (39.8%)	43.8% (83.4%)	14.3% (97.9%)	0.01% (99.0%)	0.01% (100%)	100%

※令和2年4月1日現在の職員数（会計年度任用職員を含む。）

## ウ 自宅待機

職員は、以下の「自宅待機の要件」に該当する場合は、安否情報を所属長に報告した上で、原則として自宅待機とする。

その際には、連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属長からの指示を待つ。待機中は、自宅周辺での救出・救助活動の積極的に参加する。

なお、自宅待機の要件に該当しなくなった場合には、速やかに参集するものとする。

また、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意思決定等に支障が生じることがないように留意する。

表 4-5 自宅待機の要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 職員の家族等が死亡したとき。</li><li>② 職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。</li><li>③ 子の保育、親の介護などにより、在宅の必要があるとき。</li><li>④ 同居する家族の安否が確認できないとき。</li><li>⑤ 職員または職員に深く関係するものの住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき。</li><li>⑥ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね 20km 以上のとき。</li></ol> |
|--|

## エ 活動

総務対策部は「要員確保マニュアル」に基づき、参集人員を把握しながら、緊急対応期における各業務の必要人員を調整するため、横断的な要員配置を行うとともに、災害状況に応じて関係機関へ応援要請を行う。

なお、長期化が想定される場合は職員の勤務ローテーションを編成する。

### 〔重点項目〕

- ・避難所運営
- ・応急工事（道路・電気・上下水道・ガス等）
- ・消防団の初動活動

### （ア）職員の交代、休養

非常時優先業務については、業務ごとに主管課を中心に実施する。災害対策本部は、業務に従事する職員数を把握し、人員が不足している業務に職員を再配置することで、業務進捗の迅速化と人的資源の効率化を図る。

また、応急対応業務の長期化が想定される場合は、発災後 72 時間を目途に 2 交代制・3 交代制の勤務体制へのシフト化を検討するとともに、休憩所・仮眠室の設置や食料・トイレの確保など、職員の勤務を持続可能なものにするための措置を行い、職員の体調不良等が発生しないような体制を整える必要がある。

なお、職員が交代制で勤務する場合には、原則として帰宅しない日が 3 日を超えて勤務することがないように配慮する。

### （イ）職員の活動支援

応急対応に従事する職員には、責務や長時間にわたる業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、職員担当は職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、フォローアップに努める。

また、健康福祉課は、職員の損耗を防止するため、各種感染症の予防対策を講じる。

このため、適切な報告、衛生管理の徹底等の各種手段を迅速かつ的確に実施し、まん延を防止する。

表 4 - 6 配備動員表及び動員計画

配備体制	配備基準	主な対応	担当対策部 (動員数)
第一配備	1 気象(水防)情報(警報・注意報)等が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 震度3の地震が発生した場合。 3 その他危機管理担当課長が必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により次の第2配備に移行できる体制を整える。	危機管理対策部 (2) 総務対策部 (2) 商工農林対策部 (2) 民生対策部 (1) 土木対策部 (1)
第二配備	1 気象警報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 震度4の地震が発生した場合。 3 その他副本部長が必要と認めたとき。	災害の発生とともに関係対策部が速やかに災害応急活動を開始できる体制とする。	危機管理対策部 (3) 総務対策部 (4) 商工農林対策部 (2) 民生対策部 (2) 土木対策部 (4) 文教対策部 (2)
第三配備	1 大規模災害が発生するおそれがあるとき、特別警報が発表されたとき又は甚大な被害が予想される時。 2 震度5弱以上の地震が発生した場合。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部職員(全職員)をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護にあたる。	全対策部 (全職員)

② 関係機関応援職員等

(他市町村、国・県の職員、消防、警察、自衛隊、ボランティアなど)

ア 関係機関への応援要請

大規模な災害の発生時には、参集可能な職員のみでは対応が困難となる可能性が高い。このため、大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部において各関係機関に対し応援職員の派遣を要請する。

災害対策本部(総務対策部)は必要人員と必要機材を集約し、速やかに関係自治体等に要請する。

- (ア) 県内市町村(災害時の相互応援に関する協定)
- (イ) 鳥取・岡山県境連携推進協議会(災害時の相互応援に関する協定)
- (ウ) 岡山県鏡野町(災害時の相互応援に関する協定)
- (エ) 京都府城陽市(災害時の相互応援に関する協定)
- (オ) 茨城県大洗町(災害時の相互応援に関する協定)

(ア)は鳥取県災害対策本部で調整(同時被災の可能性があるので、県主導で調整(イメージは、災害復旧期の長期派遣))、(イ)は幹事市町村に要請(同時被災の可能性が低いので、初動期の要請を基本とする)、(ウ)～(オ)は防災担当部署へ要請((イ)

で間に合わない場合及び災害復興時期)を行う。

## イ 関係機関からの受援

総務対策部において、上記の応援要請に基づき配置計画を作成し、極力同じ自治体職員に同じ業務を継続させ、応援職員同士で引き継ぎが行えるように配置すること。(救援物資の受入等を一つの自治体に任せる等)

短期の応援は受け入れないこととし、1週間以上を目安とする。極力町内で宿舎を確保し、町内で確保できない場合は、県災害対策本部中部支部に協力を求める。受け入れ側の部署については、平時から応援職員を円滑に受け入れができるように、応援職員用の業務マニュアル等を作成しておくこと。

## ウ ボランティア等の受入れ、協働

### (ア) 受入れ体制の確立

町社会福祉協議会は「三朝町災害ボランティアセンター」を開設し、災害ボランティア等の受入れ体制の確立を図る。

ボランティアセンターは、町社会福祉協議会(福祉センター内)に開設する。ただし、施設の損壊状況によっては他の施設に変更することがある。受け入れ先の代替施設は、災害対策本部で選定する。

### (イ) ボランティアセンターの運営

町は、町社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受入れ体制や災害時にボランティアが互いに連携した活動ができる体制の整備に努める。

ボランティア活動と被災者の要望をマッチングさせるため、ボランティアセンター内にコーディネータを配置し、町民の要望に的確に応えられるように努める。

## (2) 物的資源

### ① 施設

#### ア 役場庁舎

##### (ア) 現状、課題

役場庁舎は地上2階、鉄筋コンクリート造で平成26年3月耐震補強(想定震度:震度6弱)を実施。

##### (イ) 災害時の対応

###### a 安全性、使用可否の確認

役場庁舎の被害状況、外部供給資源(電気、水道、電話等)の状況を基礎として、建物の使用可否を判断するとともに、建物が使用不能な場合は、建物が使用可能になるまでの時間を検討し、代替拠点移転の判断を行うとともに、災害対策本部に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

また、建物が危険と判断された場合、滞在者(職員、来庁者、避難者等)を早急に安全な場所に避難させるとともに、施設の立ち入りを制限する。

###### b 使用可否の判断

本部長は、役場庁舎の被害状況とライフラインの復旧見込み、移転予定先の状況等の情報把握に努め、総合的な視点により、拠点としての庁舎の使用可否の判断を行う。

拠点の移転については、業務の中断や町民の混乱をなるべく抑えるように配慮する。

##### (ウ) 執務空間

a 現状、課題

通常使用している執務空間の他に、発災時に利用可能な庁舎2階、文化ホールに共用会議室が設置されている。ただし、これらの会議室等について、LANケーブルや電話回線の配置など、暫定的な職場として使用するにあたり、今後、改修が必要な箇所もある。

b 災害時の対応

これらの共有スペースを、非常時優先業務の作業事務所として割り振り、暫定的な事務所として使用する。

(エ) 駐車場等

a 現状、課題

役場庁舎の駐車場は普通車等50台分、大型車等4台分で、隣接する総合文化ホールに35台分の駐車場がある。役場庁舎玄関横にハートフル駐車場が2台分ある。

総合文化ホールは、指定避難所となっており、災害時に町民が車で避難された場合、駐車場の容量を超える可能性が高いと考えられる。

b 災害時の対応

被災時には、駐車場不足に陥る可能性が高く、公用車、関係機関の車両駐車スペースをロープ等により区分し、確保する。また、状況により駐車場への乗り入れを制限する。

(オ) 電気

a 現状、課題

役場庁舎に自家用発電設備（発電機出力230KVA）が設置されており、燃料の補給なしで最大70時間の運転が可能である。

隣接する総合文化ホールも同様に自家用発電設備が設置されている。

電力復旧までに自家用発電設備の稼働に必要な燃料（軽油）の確保が困難な場合は、代替拠点への移転を検討する。

b 災害時の対応

被災時においては、電力供給が継続されているかどうかの確認（自家発への移行も含む。）を行い、停電となっている場合は、中国電力に対して速やかな停電解消の要請を行うとともに修復見込みを確認する。

補助的に可搬式発電機を活用する。

c 平常時の事前対策

自家用発電設備の点検（業者）実施

燃料（軽油）の調達方法の検討

(カ) 上水道

a 現状、課題

被災により水道管が破損した場合、役場庁舎への給水は不能となる。建設水道課が給水タンク（1,500ℓ）一基、ポリタンク（500ℓ）13個を所有している。

b 災害時の対応

被災により水道管等が破損した場合、速やかな復旧作業が必要となるが、災害による混乱から発災後一定期間を要するものと考えられる。

そのため、ペットボトルの備蓄、給水タンクによる給水等で賄う必要があるが、状況によっては、役場庁舎機能の移転を検討する材料となる。

(キ) 下水道

a 現状、課題

発災時に下水道施設に支障がなければ、排水については問題ないが、水道管が破

損した場合には、トイレが使用不能となる。

b 災害時の対応

下水道設備の破損等の状況を確認し、使用の可否を判断する。

(ク) 通信

a 現状

町が保有する通信手段は以下のとおりとなっている。

表 4-7 保有する通信機器

通信手段	保有台数	回線数	備 考
固定電話	101 台	18 回線	ファクシミリを含む。
携帯電話	7 台	7 回線	うち衛星携帯電話 2 台
公衆電話	1 台	1 回線	
防災行政無線	28 台		携帯型無線

b 災害時の対応

(a) 通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする。（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う備蓄基地を設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸出、通信の確保を行う体制を整備している。

町は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省（中国総合通信局）に対して行い、貸与を受けるものとする。

表 4-8 災害対策用機器の種類及び貸与条件

	種 類	貸与条件等	台数	備 考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約 1,500 台	中国総合通信局を 経由し貸出要請を 行い、全国にある備 蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運航経費：要	中型電源車 1 台（発電容 量 100KVA）	他の総合通信局に 配備されている移 動電源車について も、貸与可能である
KDDI 中国総支社	携帯電話		100 台	電話による要請で 調達可能
	衛星携帯		10 台	

	種 類	貸与条件等	台数	備考
NTTドコモ 中国支店	携帯電話		280 台 (鳥取支店 30 台)	電話による要請 で調達可能
	衛星携帯		105 台 (鳥取支店 10 台)	
ソフトバンク 中国技術部	携帯電話		40 台	電話による要請 で調達可能
	衛星携帯		40 台	

(b) 非常時の通信手段

町が、災害時に使用する通信手段は、以下のとおりとする。

発災時には、一般電話回線が輻輳※（ふくそう）する可能性が高く、災害時優先電話を活用し、関係機関との連絡を取る必要がある。

※インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること。

表 4-9 災害時の通信手段

種 類	特 徴
防災行政無線（地上系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時には非常電源で機能</li> <li>・ 庁内電話で使用可能</li> </ul>
防災行政無線（移動系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団（幹部）、緊急車両等に配備</li> <li>・ 令和2年度にMCA無線へ更新</li> </ul>
防災行政無線（衛星系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時には非常電源で機能</li> <li>・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる</li> </ul>
特定小電力無線機	遮蔽がなければ1～2km（15基配備）
NTT加入電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある</li> <li>・ 回線の切断時や停電時は不通</li> </ul>
携帯電話（一般）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳時には通話制限がかかる可能性がある</li> <li>・ 中継局の設備破損や停電時は不通</li> </ul>
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に輻輳しにくい</li> <li>・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる</li> </ul>
NTT加入電話（災害時優先）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい</li> <li>・ 指定電話で使用可能</li> </ul>
携帯電話（災害時優先）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい</li> <li>・ 指定電話で使用可能</li> </ul>

(ケ) 役場庁舎の代替施設

a 現状、課題

役場庁舎の安全性・使用可否の確認により、役場庁舎を使用不可と判断した場合、対策本部拠点を代替施設に移転する必要がある。

代替施設に移転する際にも、同様の状況調査を行い使用可否の判断を行う。

なお、現状では表4-10及び表4-11のとおり、3つの公共施設への移転を検討しているが、被災状況に応じた臨機応変な対応が求められる。

表 4-10 代替庁舎の特定

施設	構造	施設が被災を受ける可能性がある災害
町総合文化ホール	鉄筋コンクリート	地震、洪水、土砂災害
三朝中学校（校舎2・3階）	鉄筋コンクリート	地震
三朝小学校（校舎2・3階）	鉄筋コンクリート	地震、洪水

表 4-11 代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年(耐震化)	災害危険度 ※1			付帯設備等						同時被災の可能性 がある災害	代替庁舎候補	
		地震	土砂	洪水	非常用発電機	燃料	環境(≒H・H・含)	ネットワーク	情報システム	水・食料・トイレ等備蓄品			事務機器等
町総合文化ホール	H6 ○	○	×	○	有	有	有	有	有	有	有	地震 土砂	
三朝中学校	S42 ○	○	○	○	無 ※2	有	有	無	無	有	有	—	
三朝小学校	S37 ○	○	○	×	無 ※2	有	有	無	無	有	有	—	

※1 災害危険度については、「発生の可能性がない(極めて低い)」、「対策がとられている」など、危険性が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

※2 他機関からの支援による可搬式発電機等を利用し電力供給を行う。

b 拠点移転

本部長は、役場庁舎の損傷により災害対策拠点の移転が必要と判断した場合、移転候補施設の状況調査を行い、移転可能と判断した場合は庁舎機能の移転決定を行う。

移転に際しては、まず通信（電話）を確保するとともに、必要に応じて、本部長の移動間の通信（携帯電話、衛星携帯電話）を確保する。

c 平常時の事前対策

代替拠点においては、業務遂行に必要な支援、サービス、システムを提供できなければならない。このため、代替拠点の管理者は、関係部局等と連携し、機能発揮のために必要となる設備を整備するように努める。

表 4-12 代替拠点に整備すべき設備等

① 作業スペース（会議室、机、椅子）
② パソコン、プリンタ、情報ネットワーク
③ コピー機、ホワイトボード
④ 相互通信の提供（電話、FAX、防災無線）
⑤ 電源

(コ) 情報システム

a 現状、課題

町の情報システムはクラウド化を進めており、基幹系においてはほとんどのシステムでクラウド化を実現している。なお、サーバーは株式会社鳥取県情報センター及び株式会社 eBase Solutions Laboratory が管理運営している。

なお、行政データは一部庁舎内で管理しているシステムもあるが、日常的にバックアップを行っており、庁内設置サーバーについては、UPS（無停電電源装置）を設置している。

b 災害の対応

総務対策部（企画課）は、業務の基幹となる情報システムについて優先順位を設けて、順次復旧するとともに、回線帯域を確保するため使用を制限する。

各所属は独自で所管する情報システムについて、復旧あるいは代替手段のいずれかが適当かを判断し、システム保守業者等に対して要員の派遣及び復旧作業を要請するとともに、情報漏えいの防止について注意喚起を行う。

c 平常時の事前対策

重要な行政データについてのバックアップ体制は整備されているが、非常時において優先業務を遂行するためには復旧又は継続させる必要があるシステムの目標復旧時間の設定や重要システムの復旧対策等の策定が求められることから、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する必要がある。

表 4-13 基幹系システム及び情報系システムリスト

No.	システム名	主管部門	基本情報		対策状況
			機種	OS	設置場所
1	選挙管理	総務課	クラウド	Windows Server 2016	データセンター
2	給与		〃	〃	〃
3	交通災害共済		—	—	アウトソーシング処理
4	要援護者登録システム		クラウド	Windows Server 2016	データセンター
5	住民基本台帳ネットワーク	町民課	〃	〃	〃
6	住民記録		〃	〃	〃
7	税務事務		〃	〃	〃
8	児童手当		クラウド	Windows Server 2016	データセンター
9	子ども子育て支援	企画課	〃	〃	〃
10	町ホームページ		〃	Amazon Linux	〃
11	番号制度情報連携基盤		〃	〃	〃
12	医療費助成		〃	〃	〃
13	障害者総合支援		〃	〃	〃
14	介護保険料		〃	〃	〃
15	国保資格		〃	〃	〃
16	後期高齢者医療		〃	〃	〃
17	健康管理・予防接種		〃	〃	〃
18	成人インフルエンザ予防接種	—	—	アウトソーシング処理	
19	被保険者マスター	健康福祉課	クラウド	Windows Server 2016	データセンター

No.	システム名	主管部門	基本情報		対策状況
			機種	OS	設置場所
20	起債管理	財政課	クラウド	Windows Server 2016	データセンター
21	公会計		〃	〃	〃
22	固定資産管理		〃	〃	〃
23	源泉徴収管理	会計課	〃	〃	〃
24	農業行政	農林課	〃	〃	〃
25	公営住宅	建設水道課	〃	〃	〃
26	下水道使用料		〃	〃	〃
27	簡易水道使用料		〃	〃	〃
28	集落排水使用料		〃	〃	〃
29	下水道受益負担		スタンドアロン	Windows7Pro	クライアントに導入
30	上水道使用料		クラウド	Windows Server 2016	〃
31	図書館ホームページ	図書館	〃	Amazon Linux	データセンター

## イ 上水道

### (ア) 現状、課題

水道事業は、町民生活に密着した事業であり、被災時における迅速な給水対策の実施は不可欠である。広範囲な被害を被った場合は、水道管理者の能力を超える事態となることが想定され、当該業務経験者、OB職員等の活用、県への支援要請を行う必要がある。

### (イ) 災害時の対応

直ちに水源地、配水池管路の被害状況の調査、点検を実施し、応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じて民間関連業者に協力を依頼する。

施設の被害状況及び復旧見込み等については町HP、防災無線等で広報し、町民の不安解消に努める。

また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力等についても併せて広報を行う。

## ウ その他の主要施設

### (ア) 避難所

#### a 避難所の選定

避難所の開設について、地域防災計画に定める指定避難所（地域防災計画（資料編）第4表-1）に記載されたもののうち、災害状況により、災害対策本部会議において協議、決定し、開設指示する。

#### b 避難所の開設、運営

指示された避難所について、開設・運営を行う。

開設については民生対策部職員が、建物の安全性を確認した上で、避難所運営マニュアルに基づき行う。

#### c 避難指示

発災時における避難指示については、災害対策本部が、地域防災計画「応急対策編 第5部 避難対策計画」に準じて行う。

(イ) 救援物資倉庫

災害時における救援物資倉庫については、物資毎（衣料品・食料品等）に備蓄先を整理することで、物資の積み上げによる滞留や混在を防ぐことができる。

(ウ) 緊急消防援助隊（緊援隊）の進出拠点等

災害対策本部は、全国各地から集結する緊急消防援助隊の進出拠点について、中部消防局と協議の上、拠点選定を行う。

拠点については、避難所開設場所以外の公の場所から選定する。

また、必要に応じて、緊急消防援助隊に対する活動支援を行う。

(エ) その他公の施設

その他の公の施設について安全確認を行い、危険と判断した場合、施設への立ち入りを禁止する。

② 資機材

ア 車両

(ア) 現状、課題

三朝町が、保有する公用車は以下のとおりとなっている。

表 4-14 三朝町が保有する車両一覧

車両区分	台数	備考
大型車	4台	特殊車両（除雪） 4台
中型車	2台	マイクロバス 2台
普通車	15台	うち特殊車両（除雪） 3台
軽自動車	18台	うち電気自動車 1台

(イ) 災害時の対応

B C Pの発動後は、総務対策部で車両の確保、配車を行う。

町の保有する車両のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じて、各輸送機関・団体（バス・トラック等）に輸送手段の確保について要請する。

(ウ) 平常時の事前対策

災害時に公用車の燃料問題が発生することがないように対応を検討する。

イ 災害応急作業用資機材等

(ア) 現状、課題

「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき三朝町と三朝町建設業協会とで連携し災害対応に当たることとしている。

災害時にあつては、建設会社等に対し、資機材の状況を確認するだけでなく、その稼働のためのオペレーター等の状況も確認し、速やかに復旧作業の実施体制が整えられるようにしておく。

(イ) 災害時の対応

町から連絡を受けた建設業協会は、必要な重機及び資機材を調達し、応急対策を実施する。併せて、被害状況、作業の進捗状況及び作業終了見込み時間等を土木対策部に報告する。

応急対策に係る指揮は、土木対策部が行う。

(ウ) 平常時の事前対策

町及び建設業協会は、平時から両者が所有する資機材等について情報共有を図る。

③ 物品、用品

ア 事務機器等

(ア) 現状、課題

職員用事務機器として、町が保有しているものは以下のとおりとなっている。

表 4-15 職員用事務機器等

事務機器等	保有台数	備考
パソコン	119 台	
コピー機	3 台	うちカラーコピー機 1 台
プリンタ	29 台	

コピー用紙、トナーについては、ある程度の備蓄を確保しておく。

(イ) 災害時対応

総務対策部（総務課・企画課）は職員パソコン及びプリンタ並びにコピー機等の動作環境を調査し、不良機器についてはネットワーク環境の保守業者及びリース業者へ代替機材の供給を要請するとともに、職員用パソコンについては、応急措置として予備機の設置を進める。

(ウ) 平常時の事前対策

在庫状況によって業務継続の障害となりうる消耗品については、備蓄目標を定め、各所属において管理する。

イ 食料・飲料水等

(ア) 現状、課題

発災後、職員は数日間帰宅せず業務に従事することとなり、職員自身による食糧等の調達が困難である。あらかじめその間の食糧・飲料水等を確保しておかなければならない。現状、町で購入している備蓄品は、職員用としては考えられていない。非常時優先業務に従事する職員のための業務用としての公的備蓄について検討が必要である。

(イ) 災害時の対応

職員は、参集する際に食糧・飲料水等を持参する。状況に応じて救援物資の一部を職員用に使用する。

(ウ) 平常時の事前対策

職員用の食糧・飲料水・毛布等については、初動 3 日間の非常時優先業務に従事する職員のための業務用として公的備蓄を検討し、備蓄場所を確保する。

また、職員は自宅での食糧・飲料水の備蓄に努める。

(3) 会計

① 災害時の対応

発災後には、補正予算の編成、災害救助法の適用、救助費の繰替支弁等必要な予算を確保する。

## ② 平常時の事前対策

平常時の事前対策としては、災害時における例外手続き等の整備を行う。

# 3 情報

## (1) 情報収集

災害に係る全ての情報について、災害対策本部内に設置する総務対策部情報班に集約する。県、その他防災関係機関からの情報収集、各対策部との連絡調整については、危機管理対策部が行う。

## (2) 情報提供

国や県に対する情報提供について、災害対策本部で内容を検討し情報提供する。

各関係機関等については、所属部署で行うものとし、関係機関との連携を強化する。

町民に提供する情報提供については、災害対策本部で決定し、町HP、防災行政無線、ケーブルテレビ、スマートフォン等の防災アプリ等により周知する。報道機関に対する情報提供については、総務対策部総務班において対応する。

## 第5部 その他

### 1 業務継続力の向上

三朝町は、本計画に基づき業務継続体制を整備、強化する。

また、本計画自体についても、併せて検証、見直しを行う。

これにより、迅速、効果的に非常時優先業務を実施するための業務継続力を向上させる。

#### (1) 業務継続体制の整備、強化

##### ① 問題点の事前解消

三朝町BCPの策定、検証等を通じ、非常時優先業務の迅速、効果的な実施の障害となる問題点をあらかじめ洗い出し、計画的に解消する。

表5-1 問題点の解消に関する役割

危機管理担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時優先業務の問題点の検証、解消を統轄し、解消に必要な調整等を行う。</li> <li>・非常時優先業務の問題点、その解消計画及び進捗状況を取りまとめ、公表する。</li> </ul>
各所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する非常時優先業務の問題点について、検証及び解消を行う。</li> <li>・上記問題点の解消計画及び進捗状況について、危機管理担当課に報告する。</li> </ul>

表5-2 問題点及びその解消例

ボトルネック	解消
資機材、物品、用品等の不足	備蓄、応援要請・受援体制の整備
拠点施設（又はその機能）の不足	施設の耐震化、自家発電設備の整備、代替施設の選定
関係機関との連携の不足	協定の締結、共同訓練の実施
法令による制限	例規の整備
情報システムの使用不能	バックアップの確保
連絡（情報、要請等）の混乱	連絡体制・方法等の整備

##### ② 業務マニュアル等の整備

非常時優先業務の迅速、効果的な実施に必要な業務マニュアル、様式、関係機関名簿、資料集等について、あらかじめ整備する。

業務マニュアル等については、外部からの応援職員等が速やかに災害時優先業務を実施できるよう、具体的に記載するものとする。

表5-3 業務マニュアル等の整備

危機管理担当課	各所属の業務マニュアル等を取りまとめ、必要に応じ所属間の調整等を行う。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する非常時優先業務の実施に必要な業務マニュアル等を整備、更新する。</li> <li>・業務マニュアル等を整備、更新した際は、危機管理担当課に報告する。</li> </ul>

### ③ 地域防災計画等への活用

地域防災計画をはじめ、防災に関する計画、マニュアル、基準、指針の策定及び修正にあたっては、三朝町BCPを活用する。

また、地域防災計画等の検証、見直しの成果についても三朝町BCPの見直し等に反映し、併せて業務継続体制を強化する。(第1部4(1)参照)

### ④ 所属及び職員の責務

全所属、全職員は、非常時優先業務を迅速、効果的に実施できるよう、常時準備を整えておかななくてはならない。

表5-4 所属の責務

危機管理担当課	各職場の状況を取りまとめるとともに、全庁的又は大規模な危険箇所の解消を行う。
各所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場点検を実施し、危険箇所についてはあらかじめ解消するとともに、職場の状況を総務課に報告する。</li> <li>・非常時優先業務に必要な書類等については、外部からの応援職員等が速やかに業務を実施できるよう、あらかじめ整理、保管する。</li> </ul>

#### 〔危険箇所解消の例〕

- ・書庫、ロッカーなどの転倒防止
- ・器具などの散乱防止
- ・ガラスの飛散防止
- ・出入口、避難経路の確保

表5-5 職員の責務

所属長	所属内の職員の準備状況を把握し、必要に応じて職員への指示、職員間の調整等を実施する。
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4部 業務継続体制」の定めるところに従い、災害時には速やかに参集し、非常時優先業務に従事することができるよう、平常時から準備を行う。</li> <li>・所属の非常時優先業務については、担当職員以外であっても実施できるようあらかじめマニュアル化し、訓練等を通じて相互に検証する。</li> <li>・組織改正、人事異動等の際は、平常時の業務のみでなく、災害時の業務についても引継書を作成する等、確実に引継ぎを行う。</li> </ul>

#### 〔平常時からの準備の例〕

- ・安否確認の体制、方法等の確認(第4部)
- ・参集の経路、方法等の確認(第4部)

#### 〔平常時における検証の例〕

- ・訓練時は、欠員を前提に実施

## (2) 三朝町BCPの事前周知

### ① 住民への事前周知

危機管理担当課は、三朝町BCPについて、町報、町HP等を通じてあらかじめ住民に周知し、災害時における活動について理解を求める。

表 5 - 6 関係機関・団体等への事前周知

危機管理担当課	三朝町BCPについて、あらかじめ防災関係機関・団体等に周知し、災害時における活動について必要な連絡、調整を行う。
各所属	三朝町BCPについて、あらかじめ関係する機関・団体等に周知し、災害時における活動について理解を求めるとともに、必要な連絡、調整を行う。

(3) BCPの検証、見直し

定期的に図上訓練により三朝町BCPの検証、見直しを行う。

検証にあたっては、幅広い、多様な災害の種類、規模、条件等を用いることにより、「想定外」の発生を防ぐとともに、三朝町BCPの対象を順次拡大することができる。

なお、検証、見直しにあたっては、関係機関・団体等との連携に留意し、必要に応じ関係機関・団体等と共同で検証、見直しを実施する。

(第4部1(2)参照)

表 5 - 7 PDCAサイクル



# 三朝町業務継続計画(BCP)

## 【大規模災害編】

---

発 行：三朝町

編 集：三朝町総務課危機管理局

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-3500 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>

発行日：令和 2 年11月11日

---